

建築BIM活用プロジェクト

を支援します

令和5年度補正予算において
～ 「**建築BIM加速化事業**」を引き続き実施します ～
(国費60億円)

小規模プロジェクトや改修プロジェクトも
対象になりました!



建築BIM加速化事業 **3**つのポイント

- 1** 来年度末(R6年度末)までの**基本設計・実施設計・施工のBIMモデル作成**が対象です
- 2** 設計BIMモデルや施工BIMモデルの**作成等に要する費用**について幅広く補助します
- 3** **協力事業者(下請事業者等)だけでなく、代表となる元請事業者等も補助の対象**です

まずは、プロジェクトの代表となる事業者の登録をお願いします (その後のプロジェクト等の変更は可能です)

詳細は裏面をご覧ください

建築BIMを活用する事業者の拡大により 建築BIMの社会実装を加速化します

○対象となるBIMモデル作成費

項目	含まれる経費
BIMライセンス等費	・BIMソフトウェア利用費（ビューワソフト、アドオンソフトの利用費、BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器のリース費等を含む） ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネジャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
BIMモデラー費 （施工BIMに限る）	・BIMマネジャーをサポートするBIMモデラー委託費

協力事業者（下請事業者等）への支援を充実化しました。

※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事業者（ゼネコン等）が要する経費も対象となります。

※3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

○よくある「誤解」

- 既にBIMを使っている事業者はダメですか？
⇒ BIMソフトの新規購入、BIM講習の受講費用、契約済のクラウドサービスなどが補助対象となります。
- 下請事業者や専門工事業者は、代表事業者になれませんか？
⇒ 要件を満たしていれば、代表事業者になることも可能ですが、一者以上の協力事業者が必要です。
- 建築士事務所登録や建設業の許可がないとダメですか？
⇒ 設計又は施工を行う者であれば、協力事業者になることが可能です。
- 令和6年中に設計完了又は竣工に至らないとダメですか？
⇒ その必要はなく、部分的にでもBIMモデルが作成されていれば大丈夫です。
- 令和4年度補正予算で補助を受けたプロジェクトも対象になりますか？
⇒ 対象になります。交付申請の受付開始はR6年夏ごろを予定しております。
- 補助対象になる期間は、令和7年2月までですか？
⇒ ソフトウェアや関連機器、クラウドサービスについては、一定の要件を満たせば、プロジェクトが終了するまでの間、補助対象とすることが可能です。
- 成果品としてBIMデータの提出が必要で、その内容が公開されますか？
⇒ BIMデータの提出は必要ありませんし、公開されることもありません。
- 発注者や所有者の情報が公開されますか？
⇒ 公開されません。

○スケジュール ※今後変更の可能性があります

事業者登録 令和6年1月22日（月） 開始

交付申請 令和6年4月1日（月） 開始

完了実績報告 令和6年8月～令和7年2月
（完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります）

お問合せ先

建築BIM加速化事業実施支援室
03-6803-6754

詳細情報

[https://
r5-6bim-shien.jp/](https://r5-6bim-shien.jp/)

